

令和 8 年 9 月 1 日

お客様各位

米沢信用金庫

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みに伴う規定の改定について

米沢信用金庫（理事長 加藤秀明）では、令和9年3月末の手形交換所終了に向けた手形・小切手の全面的な電子化のための取組みとして、令和8年10月1日より「手形・小切手の振出期限の設定」および「他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱いの終了」を実施いたします。これに伴い、下記規定を改定いたしますので、お知らせします。

改定後の規定は、改定日以前にご契約いただいているお客様にも適用されますので予めご了承ください。ご不明な点がございましたら、当金庫の窓口にお問合わせください。

なお、近隣金融機関の取組を勘案し、「他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱いの終了」時期を下記のとおりに変更致します。

当金庫では、地域密着型金融の持続的な取り組みを行い、お客さまのニーズにお応えできる金融商品・サービスの提供により、地域経済の活性化に努めてまいります。

記**1. 改定する規定**

- | | |
|------------|-------------------|
| ・ 当座勘定規定 | ・ 普通預金規定 |
| ・ 納税準備預金規定 | ・ 貯蓄預金規定 |
| ・ 通知預金規定 | ・ 定期預金共通規定 |
| ・ 定期積金規定 | ・ 普通預金アプリ通帳に関する特約 |

2. 主な改定内容

- ・ 規定改定日以降、他行を支払地とする手形・小切手の各預金への入金取扱は行ないません。
- ・ 令和8年10月1日以降に振り出された手形・小切手は、当座勘定からお支払いしません。
- ・ 振出日の記載がない手形・小切手は、支払いを拒絶することができるものとします。

3. 適用開始日 令和8年10月1日（木）

※改定後の規定は、こちらからご確認ください。

以上



いつも一緒に あなたのそばに

しんきん

米沢信用金庫

◆ 本件に関するお問い合わせ先 ◆

お取引店舗にお問合わせください

担当：営業推進部 井澤 電話：0238-22-3433

担当：事務管理部 奥村 電話：0238-23-3519

〒992-0031 山形県米沢市大町5丁目4番27号

E-mail: densan@yonezawa.shinkin.jp